

第9期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画概要

(令和6年度～令和8年度)

1. 高齢者の現状と将来

(1) 人口構造の状況

- 高齢者人口は、令和2（2020）年頃をピークに減少しますが、高齢化率は引き続き増加する見込みとなっています。令和2（2020）年の国勢調査によると、高齢化率34.2%は、秋田県（37.5%）、高知県（35.5%）、山口県（34.6%）に次いで高く、全国4位となっています。
- 前期高齢者（65～74歳）人口は、令和2（2020）年頃をピークに減少しますが、団塊ジュニア世代の高齢化により令和22（2040）年頃にやや増加することが見込まれています。
- 後期高齢者（75歳以上）人口は、計画期間中の令和7（2025）年に団塊の世代が全て後期高齢者になるなど、令和2（2020）年から令和12（2030）年までの10年間では1.6万人（12.8%）の増加が見込まれています。中でも、85歳以上人口は令和22（2040）年まで増加傾向が続く見込みとなっています。

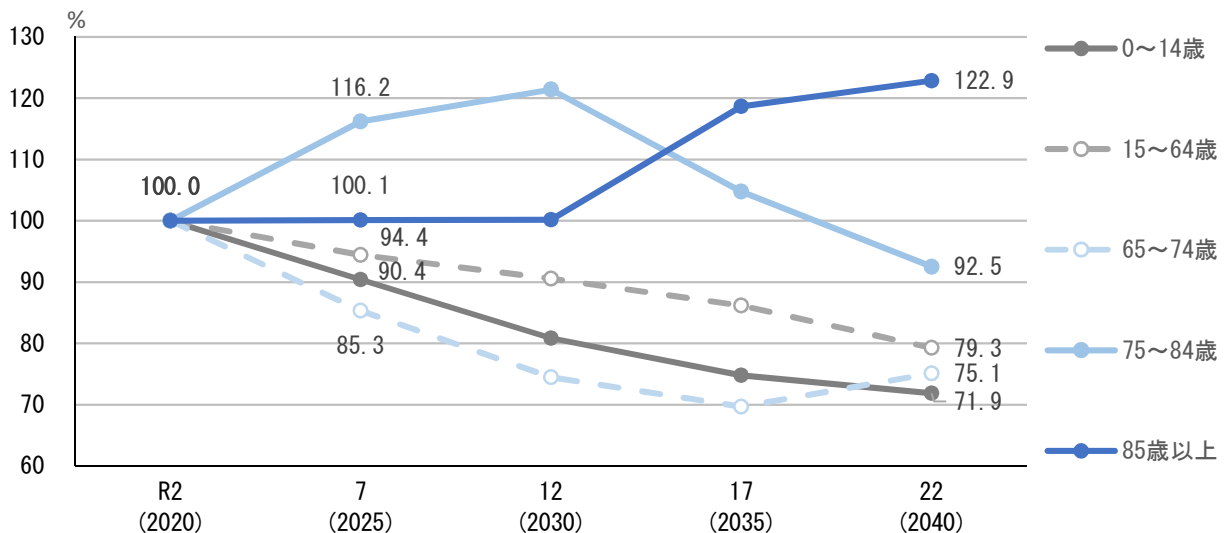
【図1：人口の推移】

(単位：人)

| | 令和2年 (2020) | 令和7年 (2025) | 令和12年 (2030) | 令和17年 (2035) | 令和22年 (2040) |
|----------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 0～14歳 | 81,837 | 73,998 | 66,181 | 61,204 | 58,804 |
| 15～64歳 | 359,735 | 339,741 | 325,738 | 310,058 | 285,130 |
| 65～74歳 | 106,250 | 90,654 | 79,128 | 74,033 | 79,812 |
| 75歳以上 | 123,304 | 135,217 | 139,026 | 136,158 | 129,339 |
| うち75～84歳 | 73,006 | 84,849 | 88,638 | 76,472 | 67,542 |
| うち85歳以上 | 50,298 | 50,368 | 50,388 | 59,686 | 61,797 |
| 総人口 | 671,126 | 639,610 | 610,073 | 581,453 | 553,085 |
| 高齢化率 | 34.2% | 35.3% | 35.8% | 36.1% | 37.8% |

資料：総務省「国勢調査」（令和2年調査）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

【図2：年齢階級別推計人口の伸び率（令和2年＝100）】

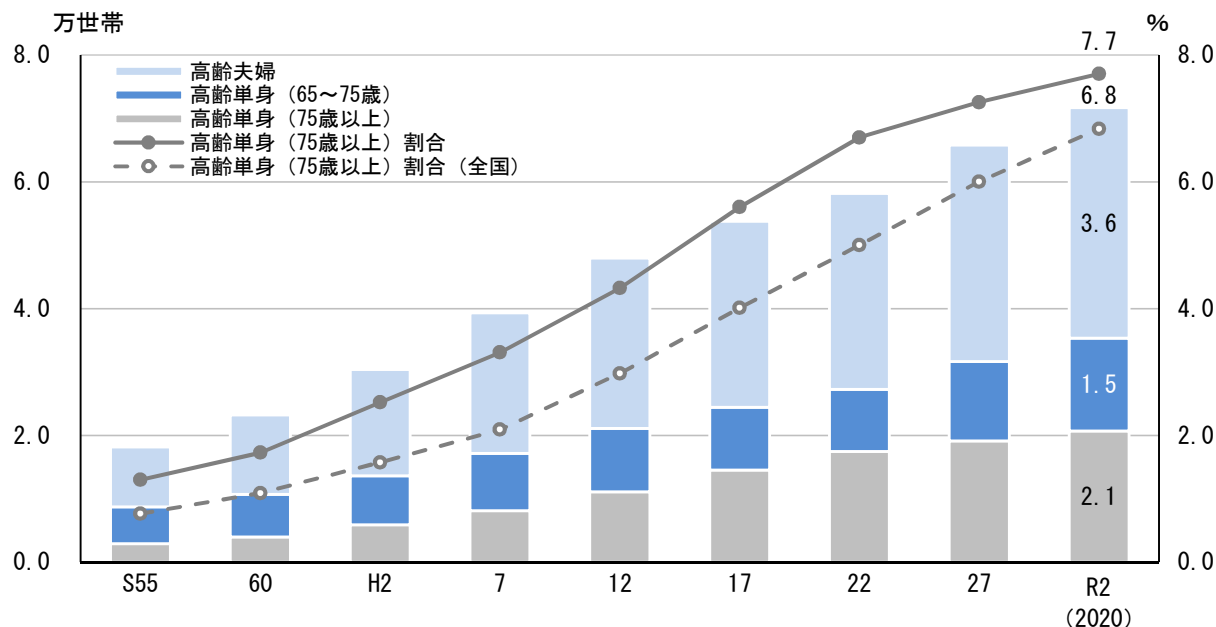


資料：総務省「国勢調査」（令和2年調査）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 高齢者世帯の状況

○高齢単身世帯は、令和2（2020）年時点では総世帯数の13.2%、75歳以上の高齢単身世帯の割合は7.7%を占めており、全国平均6.8%と比較して高くなっています。

【図3：高齢者世帯の推移】



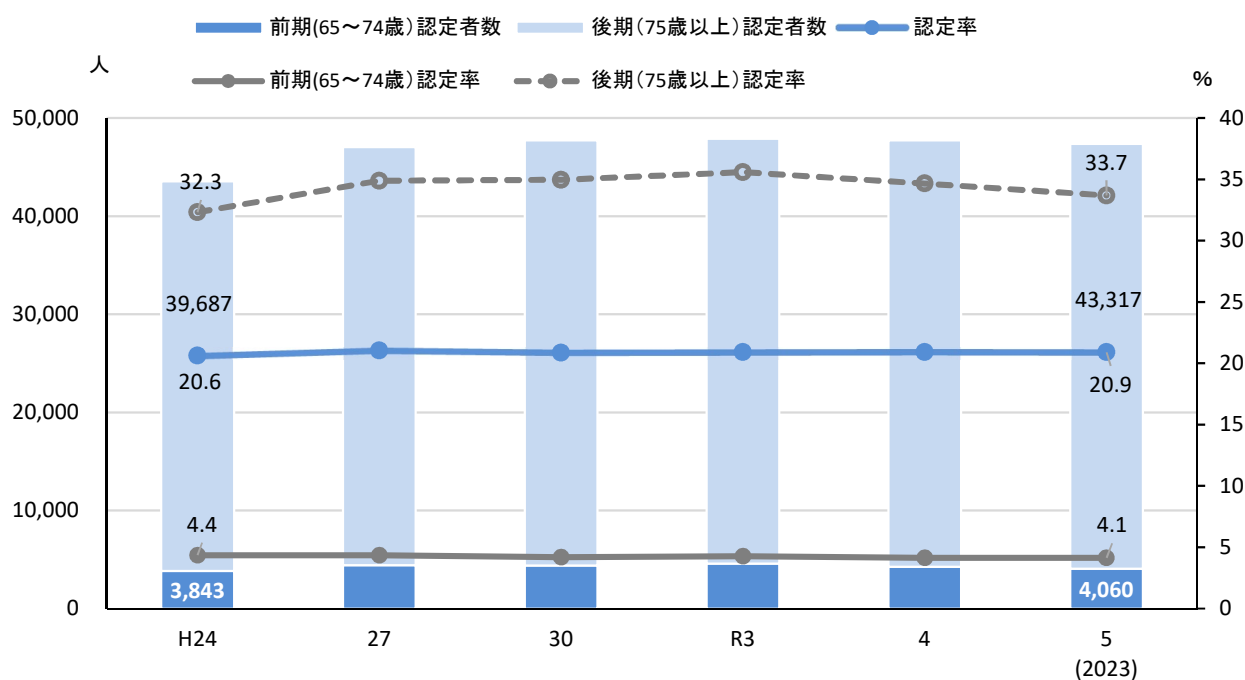
資料：総務省「国勢調査」

(3) 介護を要する高齢者の状況

①要介護（要支援）認定者数の推移

○令和5（2023）年10月末時点の県内の要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）は、約4万7千人で、高齢者全体に占める割合（認定率）は20.9%（全国平均19.3%）となっています。

【図4：要介護（要支援）者認定者数・認定率の推移（島根県）】

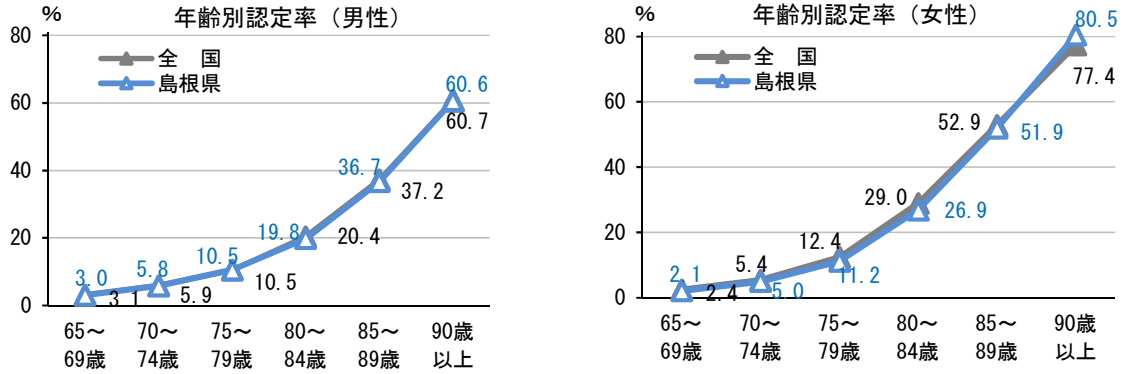


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）・各年10月末現在」

②年齢・男女別の認定率の状況

○認定率は年齢とともに上昇し、男性よりも女性の認定率が高く、とりわけ85歳以上の女性の認定率が高くなっています。この傾向については全国平均との大きな差はありません。

【図5：年齢・男女別の認定率】

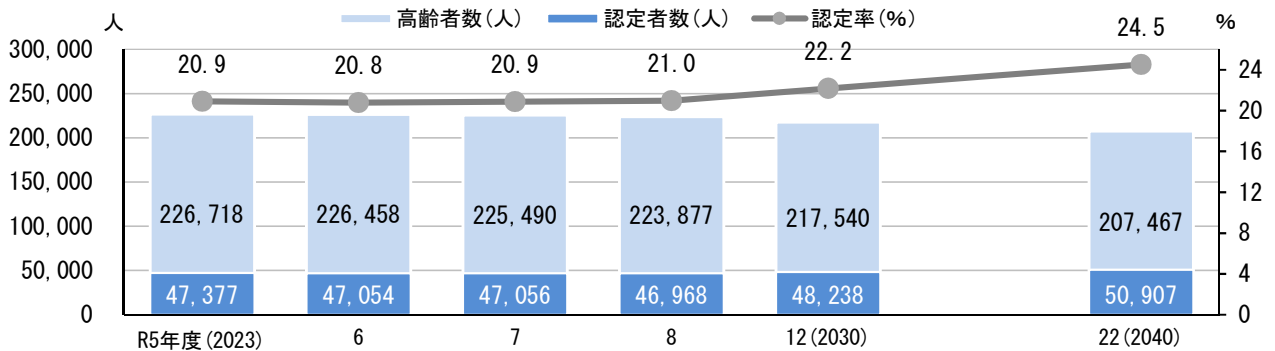


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）・令和5年10月末現在」

③要介護（要支援）認定者数の見込み 暫定値

○認定者数は第9期（R6（2024）～R8（2026）年度）中は約4.7万人で概ね横ばいを見込んでいますが、令和22年度（2040）年度に向けては高齢化の進行などに伴い、約5.1万人とやや増加することが見込まれています。

【図6：認定者数等の見込み】

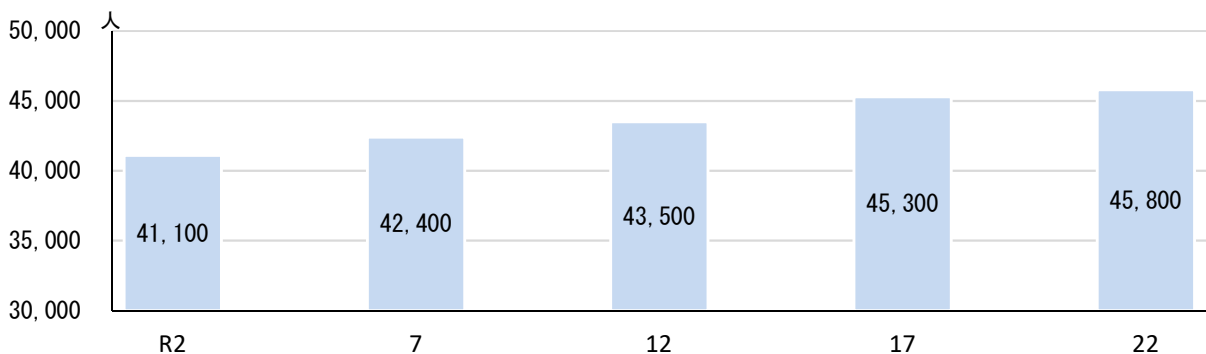


資料：R5年度は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）・令和5年10月末現在」、R6年度以降は、各保険者推計

④認知症高齢者の推計

○島根県における認知症高齢者数については、国の推計方法を参考に推計すると、令和2（2020）年は41,100人、令和22（2040）年には45,800人に増加することが見込まれています。

【図7：認知症高齢者の推計】



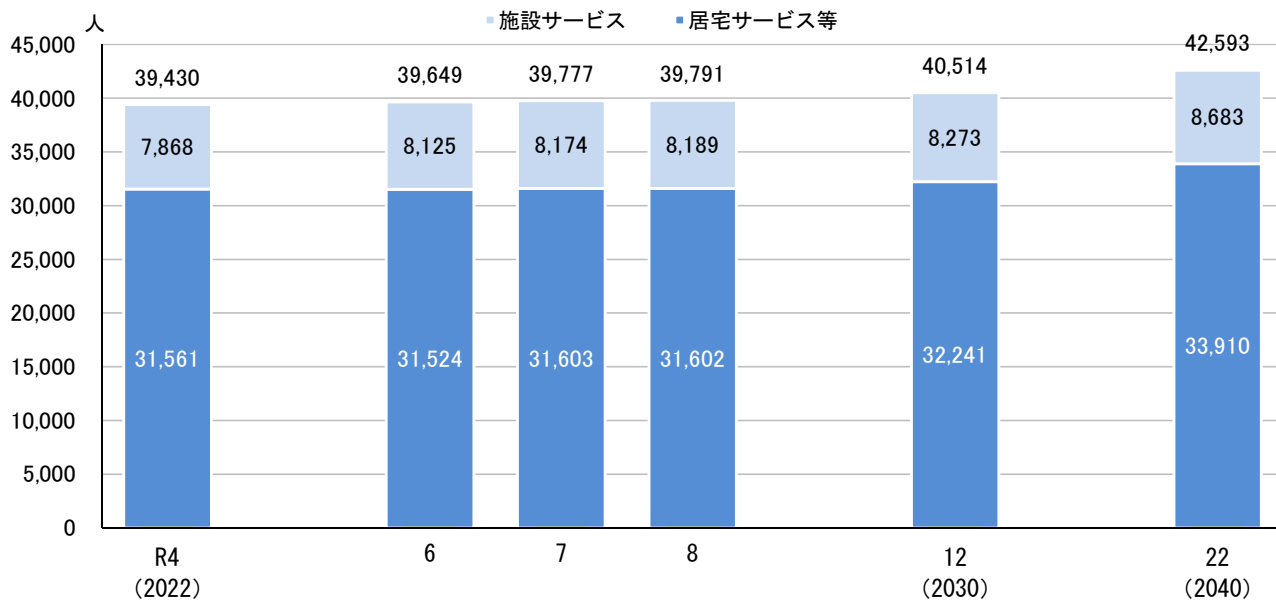
資料：R2年度は、総務省「国勢調査」、R7年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2. 介護サービスの状況

(1) 介護サービス利用者の推移 暫定値

○サービス利用者数は、令和8（2026）年度に39,792人（令和4（2022）年度比0.9%増）、令和22（2040）年度に42,613人（同8.1%増）と見込まれています。

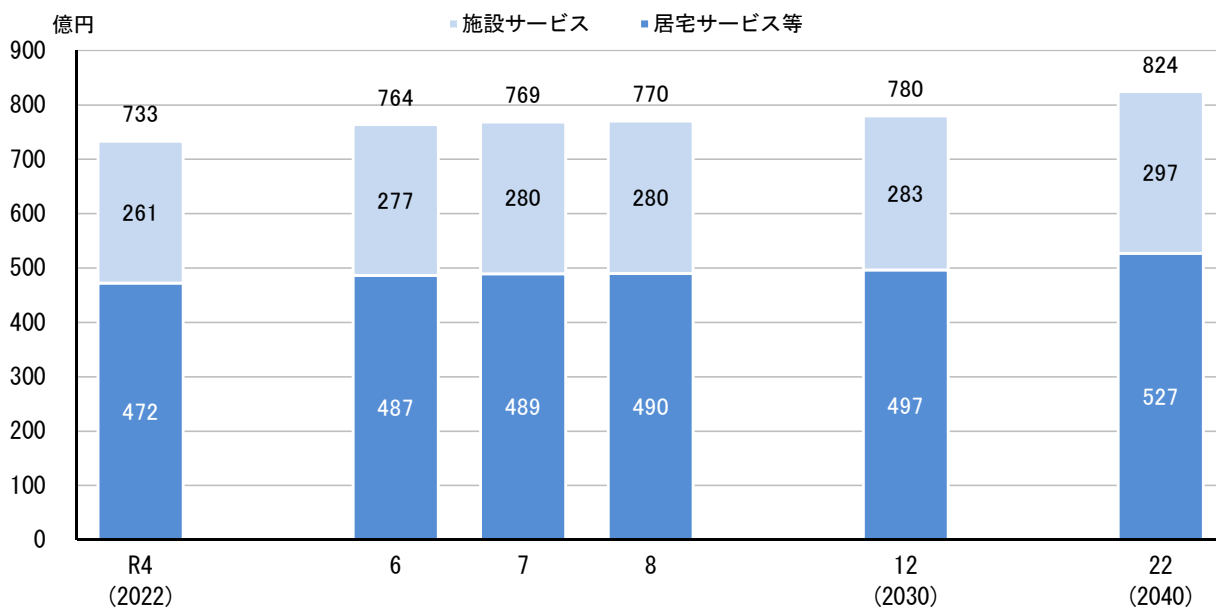
【図8：介護サービス利用者の推移】



(2) 介護サービス給付費の推移 暫定値

○介護サービスに要する費用を保険料と公費で賄う給付費については、令和8（2026）年度に約770億円（令和4（2022）年度比5.0%増）、令和22（2040）年度に約825億円（同12.6%増）と見込まれています。

【図9：介護サービス給付費の推移】

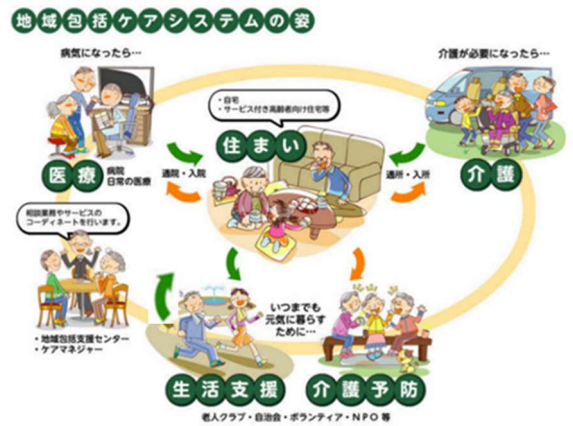


資料：各保険者推計

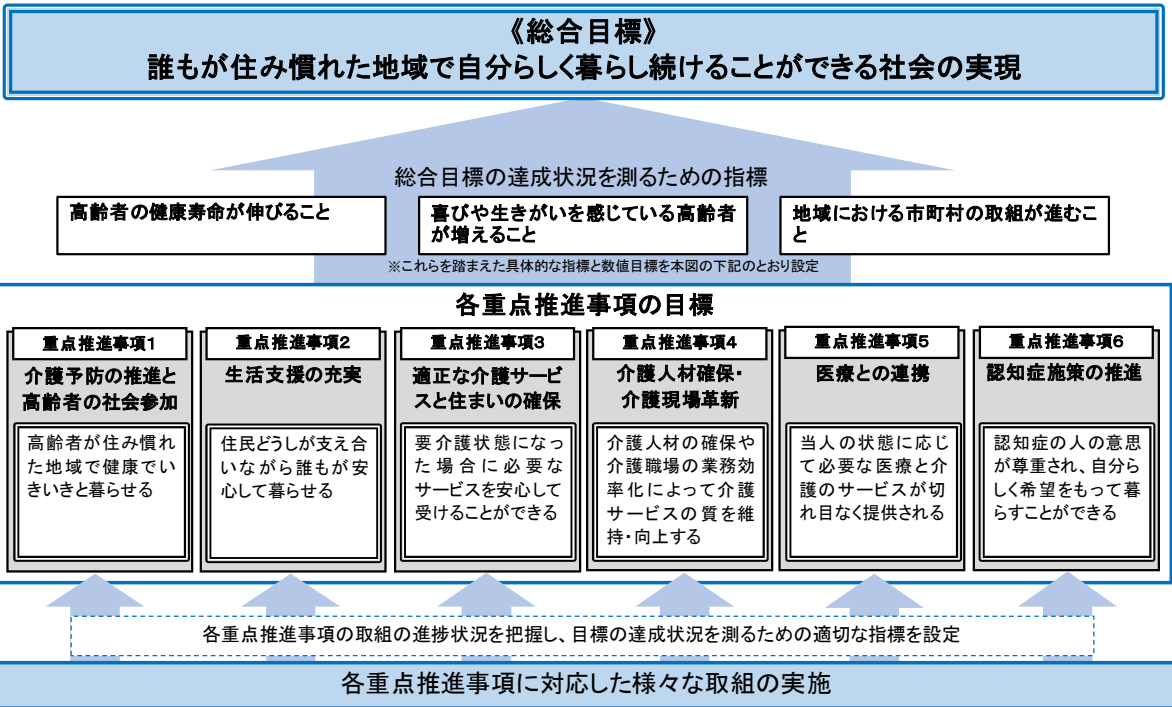
3. 第9期計画策定の趣旨

- この計画は、県の高齢者の福祉、介護に関する施策を総合的に推進するものです。県内の市町村介護保険事業計画が着実に実現していくよう、保険者・市町村を支援していきます。
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、介護サービス提供基盤の確保や、医療と介護の連携の推進、介護人材確保の取組等を進めるとともに、全国で高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据えた計画としています。
- 地域包括ケアシステムを普遍化した概念である地域共生社会の理念も踏まえ、単に高齢者を「支えられる側」と一面的に捉えるのではなく、元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う社会の実現を目指します。

【地域包括ケアシステムとは】
 高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み。



4. 総合目標と重点推進事項



| 総合目標の達成状況を測るための具体的な指標 | 【現状】 | 【目標】 |
|-------------------------------------|------------|------------|
| ✓喜びや生きがいを感じている高齢者の割合 | 82.1% (R4) | 91.0% (R8) |
| ✓保険者機能強化推進交付金の評価指数が全国平均値を上回る市町村数 | 13市町村 (R4) | 19市町村 (R8) |
| ✓介護を要しない高齢者の割合（65歳以上で要介護1～5以外の者の割合） | 84.7% (R4) | 90.0% (R8) |

5. 各重点推進事項と主な方策

重点推進事項1 介護予防の推進と高齢者の社会参加

目的

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる

主な方策

- 介護予防の推進
 - ・PDCA サイクルに沿った評価による効果的・効率的な取組の推進
 - ・地域における「通いの場」等、要介護状態になることを遅らせるための地域の取組の充実
 - ・リハビリテーションや食べる機能の向上支援における専門職との連携
- 健康づくりとの連携
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進
- 高齢者の積極的な社会参加
 - ・「生涯現役証」の発行や就労支援による高齢者の社会参加活動の推進
 - ・「わが島根（まち）づくりマイスター」の称号授与による地域づくりの機運醸成
 - ・老人クラブ等の活動支援による地域の支え合い活動の促進

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|--|------------|------------|
| ✓地域での実践活動などに取り組んでいる高齢者の割合 | 27.5% (R4) | 50.0% (R8) |
| ✓通いの場への参加率（週1回以上） | 3.0% (R3) | 8.0% (R8) |
| ✓自立支援・重度化防止のためのケース検討（地域ケア会議）を専門職の協力を得て取り組む市町村数 | 8市町村 (R4) | 19市町村 (R8) |

重点推進事項2 生活支援の充実

目的

住民どうしが支え合いながら誰もが安心して暮らせる

主な方策

- 生活支援体制の整備
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した多様なサービスの創出を促すための市町村担当者や生活支援コーディネーター向け研修会や相談会の実施
 - ・生活支援コーディネーターの「地域ケア会議」参画を促すため、研修会を実施
 - ・生活支援体制整備に精通した県内実践者を生活支援アドバイザーとして委嘱し、市町村へ直接派遣することで取組を支援
- 地域における権利擁護の推進
 - ・養護者からの虐待防止、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等の取組の推進
- 高齢者の居住安定確保
 - ・住宅バリアフリー化の促進や、相談支援体制の充実等、住宅施策との連携による居住の安定確保

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|--|-----------|------------|
| ✓介護予防・日常生活支援総合事業のうち住民主体による支援に取り組む市町村数 | 4市町村 (R4) | 10市町村 (R8) |
| ✓介護予防・日常生活支援総合事業のうち移動支援に取り組む市町村数 | 3市町村 (R4) | 10市町村 (R8) |
| ✓第2層生活支援コーディネーターが「地域課題把握のための地域ケア会議」に参画している市町村数 | 7市町村 (R4) | 19市町村 (R8) |

重点推進事項3 適正な介護サービスと住まいの確保

目的

要介護状態になった場合に必要なサービスを安心して受けることができる

主な方策

- 利用者に対する介護サービス利用支援
 - ・要介護認定や介護サービス情報の公表等の制度の適切な運用
- 介護サービスの総合的な向上
 - ・条件不利地域におけるサービス提供体制の維持・再編を支援
- ケアマネジメントの向上
 - ・ケアプラン点検や研修等によるケアマネジメントの向上
- 様々な居住形態への対応
 - ・住宅型サービス等、様々な居住形態に対応したサービスの質の確保
- 災害や感染症への対策に係る体制整備
 - ・災害や感染症発生時等の非常時におけるサービス提供体制の確保
- 介護給付等に要する費用の適正化
 - ・研修や先進事例の提供による保険者の給付適正化の取組の支援

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|---------------------------------------|------------|-------------|
| ✓有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に対するケアプラン点検の実施率 | — | 100.0% (R8) |
| ✓介護給付適正化主要3事業を全て実施している保険者数 | — | 11 保険者 (R8) |
| ✓要介護3～5の者のうち在宅・居住系サービスを利用している者の割合 | 47.8% (R4) | 48.3% (R8) |

重点推進事項4 介護人材確保・介護現場革新

目的

介護人材の確保や介護職場の業務効率化によって介護サービスの質を維持・向上する

主な方策

- 介護の仕事のイメージアップ（意識啓発）
 - ・「介護の日」や様々な媒体を通じ、やりがいや社会的意義を発信
 - ・しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度により職場の魅力を発信
- 多様な人材の確保・人材の育成
 - ・介護福祉士等修学資金の貸付、介護の入門的研修の実施、外国人人材の受入環境整備等への支援による、介護人材のすそ野の拡大及び多様な人材の確保・育成
- 人材の定着
 - ・エルダー・メンターの養成や処遇改善等による早期離職の防止
- 介護現場革新
 - ・介護ロボットやICTの導入支援、介護助手の普及による業務改善の推進

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|--|--|--|
| ✓サービス区別に見た介護職員数 ※推計上生じる1未満の端数は表示していないため、計は、見た目の計算結果と必ずしも一致しない | 入所系 9,173 人 訪問系 3,347 人 通所系 4,557 人 計 17,077 人 (R4) | 入所系 9,181 人 訪問系 3,605 人 通所系 4,501 人 計 17,286 人 (R8) |
| ✓介護職員の離職率 | 介護職員 13.4% 訪問介護職員 11.1% (R4) | 暫定値 R4 を下回る |
| ✓県の補助金を活用して介護ロボット・ICTを導入した事業所数 | 389 事業所 (H28～R4 累計) | 285 事業所 (R6～8 累計) |

重点推進事項5 医療との連携

目的

当人の状態に応じて必要な医療と介護のサービスが切れ目なく提供される

主な方策

- 在宅医療提供体制の確保
 - ・かかりつけ医機能報告等の結果などを活用し、二次医療圏や市町村における一次医療の提供体制の議論を促進
- 地域での医療と介護の連携強化
 - ・医療介護の現場職員向け研修や市町村職員の意見交換の場等を通じ、関係者の資質向上や情報共有推進
 - ・日常の療養、入退院時、急変時、看取り期といった様々な場面において切れ目なく必要な支援が継続できる体制の整備
- リハビリテーションの推進
 - ・医療介護のサービス提供に合わせて必要なリハビリテーションが適切に提供される体制の整備
- 訪問看護の推進
 - ・島根県訪問看護支援センターとの連携により、「人材確保・定着」「資質の向上・連携体制強化」「運営支援」「普及啓発」を総合的に推進

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|--------------------------|------------|-----------|
| ✓訪問看護職員数（常勤換算） | 460.3人(R5) | 520人(R8) |
| ✓居宅/包括ケアマネから病院への入院時情報提供率 | 85.5%(R5) | 90.0%(R8) |
| 病院から居宅/包括ケアマネへの退院時情報提供率 | 85.0%(R5) | 90.0%(R8) |
| ✓病院・診療所以外での死亡割合 | 32.6%(R3) | 42.6%(R8) |

重点推進事項6 認知症施策の推進

目的

認知症の人の意思が尊重され、自分らしく希望をもって暮らすことができる

主な方策

- 認知症の人や家族の視点を重視した総合的な推進体制
 - ・市町村や関係機関との連携による認知症施策の推進
- 認知症についての普及啓発
 - ・認知症サポーターの養成や本人交流会の実施等による普及啓発の実施
- 認知症の方を支える地域づくり
 - ・認知症カフェの設置、運営やチームオレンジの整備を支援
- 認知症についての相談対応
 - ・認知症に関する相談窓口であるコールセンターの設置運営
- 医療・介護の連携体制の整備
 - ・認知症疾患医療センターや初期集中支援チーム等、医療介護連携による支援体制の構築
- 認知症介護サービスの向上
 - ・研修等を通じた介護現場職員の認知症対応力の向上
- 若年性認知症への対応
 - ・若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援機能の充実

取組の進捗を測るための指標

| | [現状] | [目標] |
|---|----------|-----------|
| ✓認知症カフェの設置数 | 62か所(R4) | 70か所(R8) |
| ✓本人ミーティング等が実施されている市町村数 | 2市町村(R4) | 5市町村(R8) |
| ✓認知症サポーターの資質向上の取組や認知症サポーターによる地域活動を支援する取組を実施している市町村数 | 5市町村(R4) | 19市町村(R8) |